

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(13時00分)

日程第9「認定第6号令和3年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長

令和3年度松田町下水道事業特別会計の歳入歳出決算書を説明いたします。

318ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億5,518万1,533円、歳出総額2億3,614万2,618円、歳入歳出差引額1,903万8,915円、繰越額はございませんので、実質収支は1,903万8,915円でございます。

320、321ページをお願いします。歳入です。款2、使用料、手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料でございます。備考欄、公共下水道使用料、現年度分1億1,449万1,263円、収納率は97%でございます。節2、滞納繰越分288万9,369円、収納額は64.6%でございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料、節、指定工事店等手数料につきましては、指定工事店及び責任技術者の申請手数料でございます。

款3、繰入金の一般会計繰入金につきましては、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

款4、繰越金、前年度繰越金につきましては、1,513万5,088円でございます。

322、323ページをお願いします。款5、諸収入です。項・目とも雑入、節1、雑入につきましては、水道企業団の負担金、湯の沢地区公共下水道維持管理負担金でございます。

款2、還付金につきましては、令和2年度に納め過ぎた消費税及び地方消費税が税務署より還付されたものでございます。

款6、町債、目・節とも下水道事業債につきましては、公共下水道事業債として資本費平準化債、下水道の元金償還金と減価償却額の差引差額について、資本費の一部を将来に繰り延べる制度でございます。もう1点、特別措置分につきましては、平成17年度までに発行した下水道事業債の公費負担割合が見直された、その差額でございます。酒匂川流域下水道事業債につきましては、建設費負担金の支出のために起債する事業債でございます。

324、325ページをお願いします。歳出です。款1、総務費、項1、下水道総務費、目1、一般管理費です。備考欄で説明いたします。主な支出は、職員1名分の給与費と、委託料、公課費です。節12、委託料のうち、下水道使用料の徴収事務委託料は、上水道と下水道の徴収を一緒に行っているため、下水道分を上水道事業会計へ支出するものでございます。

節26、公課費につきましては、令和3年度に発生した消費税分でございます。

目2、施設管理費、節10、需用費、光熱水費につきましては、流入点4か所における流量計とマンホールポンプ5か所の電気料でございます。

節12、委託料につきましては、施設の保守点検、マンホールポンプの清掃などにかかるものでございます。

326、327ページをお願いいたします。款2、事業費、項・目、下水道事業費です。備考欄の中段、節14、工事請負費では、公共下水道管渠布設工事、こちらは根石橋付近、東名側道でございます。公共下水道維持補修工事につきましては、ロマンス通りでございます。工事請負費の不用額は、公共下水道維持補修工事の対象、マンホールの蓋のがたつきや段差ができるなどが想定しておりましたが、少なかったことによるものでございます。

款3、項・目とも流域下水道です。節18、負担金補助及び交付金の酒匂川流域下水道事業建設費負担金につきましては、酒匂川管理センターの汚水処理施設の建設費に係る負担金でございます。酒匂川流域下水道事業維持管理負担金につきましては、同施設の維持管理に係る負担金でございます。

款4、公債費は、長期債元金104件分、長期債利子125件分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第6号令和3年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。